

さいたま市告示第222号

さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借外18件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月5日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市立病院血液浄化装置賃貸借
- イ さいたま市立病院心筋焼灼術に伴う医療機器賃貸借
- ウ さいたま市立病院血液ガス電解質分析装置賃貸借
- エ さいたま市立病院局所陰圧閉鎖処理装置賃貸借
- オ さいたま市立病院一酸化窒素ガス管理システム賃貸借
- カ さいたま市立病院産着類賃貸借
- キ さいたま市立病院人工呼吸器（NKV-330）賃貸借
- ク さいたま市立病院睡眠時無呼吸精密検査装置賃貸借
- ケ さいたま市立病院在宅酸素療法酸素供給装置賃貸借
- コ さいたま市立病院在宅中心静脈栄養ポンプ賃貸借
- サ さいたま市立病院在宅從圧式陽圧人工呼吸器賃貸借
- シ さいたま市立病院在宅陽圧式人工呼吸器賃貸借
- ス さいたま市立病院在宅持続陽圧呼吸療法装置（ドリームステーションAutoほか）賃貸借
- セ さいたま市立病院在宅排痰補助装置賃貸借
- ソ さいたま市立病院在宅持続陽圧呼吸療法装置（オートセットほか）賃貸借
- タ さいたま市立病院在宅人工呼吸器賃貸借
- チ さいたま市立病院在宅インスリンポンプ賃貸借
- ツ さいたま市立病院在宅超音波骨折治療器（アクセラス）賃貸借
- テ さいたま市立病院在宅加温加湿器搭載型フロージェネレーター賃貸借

(2) 借入場所

- ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの賃貸借

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

- イ 1(1)ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテの賃貸借

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院及び患者宅

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名

簿」という。)に業種「賃貸」内の次に掲げる営業品目で登載されている者であること。

ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ゾ、タ、チ、ツ及びテの賃貸借

「医療機器」

イ 1(1)カの賃貸借 「寝具類」

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 1(1)ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ゾ、タ、チ、ツ及びテの賃貸借については、本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準(令和7年さいたま市制定)に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書(ＩＣカード)を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年2月24日(火)まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

令和8年2月9日（月）から令和8年2月24日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048（873）4274

(2) 交付日時

令和8年3月2日（月）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 1(1)ア、イ、ウ、エ、キ、コ、ス、セ及びテの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、次の(ア)から(イ)の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(ア) 1(1)ア、コ、ス、セ及びテの賃貸借

単価（月額）で、機器1台の賃借料1月当たりの額

(イ) 1(1)イ、ウ及びキの賃貸借

単価（月額）で、機器1式の賃借料1月当たりの額

(ウ) 1(1)エの賃貸借

単価（日額）で、機器1台の賃借料1日当たりの額

イ 1(1)オ、カ、ク、ケ、サ、シ、ソ、タ、チ及びツの賃貸借

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、競争入札に付する件名ごとに、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月3日から令和8年3月6日まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460番地

さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時00分
- (イ) 1(1)イの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時05分
- (ウ) 1(1)ウの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時10分
- (エ) 1(1)エの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時15分
- (オ) 1(1)オの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時20分
- (カ) 1(1)カの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時25分
- (キ) 1(1)キの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時30分
- (ク) 1(1)クの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時35分
- (ケ) 1(1)ケの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時40分
- (コ) 1(1)コの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時45分
- (サ) 1(1)サの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時50分
- (シ) 1(1)シの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前09時55分
- (ス) 1(1)スの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前10時00分
- (セ) 1(1)セの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前10時05分
- (ソ) 1(1)ソの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前10時10分
- (タ) 1(1)タの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前10時15分
- (チ) 1(1)チの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前10時20分
- (ツ) 1(1)ツの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前10時25分
- (テ) 1(1)テの賃貸借 令和8年3月9日（月）午前10時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460番地

さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

(4) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに、見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048 (873) 4274 FAX 048 (873) 5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 特記事項

本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。従って、令和8年度のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>